

規 約 集

(2023 年 3 月)

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会

目 次

・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款	3
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第1号入会細則	12
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第2号 名誉会員及び特別会員に関する細則	13
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第3号報酬細則	14
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第4号旅費細則	17
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第5号 事務局の組織及び運営に関する細則	19
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第6号会務運営細則	20
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第7号理事会細則	23
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第8号役員選任細則	25
・ (一社)日本ハンドセラピー学会定款施行細則第9号休会細則	29
・ (一社)日本ハンドセラピー学会組織図	32
・ (一社)日本ハンドセラピー学会個人情報保護方針	33
・ (一社)日本ハンドセラピー学会将来計画委員会規定	39
・ 日本ハンドセラピー学会学術集会における発表演題に関する内規	41
・ 日本ハンドセラピー学会学術集会における発表演題採択に関する内規	43
・ (一社)日本ハンドセラピー学会研究助成制度に関する規定	45
・ (一社)日本ハンドセラピー学会留学支援制度に関する規定	47
・ (一社)日本ハンドセラピー学会災害対策に関する規定	49
・ (一社)日本ハンドセラピー学会災害対策本部に関する細則	50
・ (一社)日本ハンドセラピー学会「症例報告を含む医学論文 及び学会発表における患者プライバシー保護に関するガイドライン」	52
・ (一社)日本ハンドセラピー学会国際学会参加支援制度に関する規定	54
・ (一社)日本ハンドセラピー学会認定ハンドセラピスト制度に関する規定	59
・ (一社)日本ハンドセラピー学会交際費管理規定	61

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款

2014年4月19日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会と称する。

2 当法人の英文における表示は、Japan Hand Therapy Societyとする。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、ハンドセラピーの学術研鑽及び発展に貢献するとともに、ハンドセラピストの育成、専門性の確立に努め、もってハンドセラピーの援助を必要とする人々に対して、最良のサービスを提供できることを目的とし、次の事業を行う。

(1)ハンドセラピーに関する学術的知識及び技能の振興に関すること。

(2)認定ハンドセラピスト制度の発展および充実に関すること。

(3)ハンドセラピスト相互の親睦、交流に関すること。

(4)内外関係諸団体との提携交流に関すること。

(5)その他本条の目的を達成するために必要と認められること。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会と監事を設置する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号第3条)による理学療法士又は作業療法士の免許を有する者で、当法人の目的に賛同する個人。

(2)名誉会員及び特別会員 別に定める規定により、理事会が推薦し、総会で承認された個人。

(3)賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、理事会で別に定めるところにより、入会の申込みを行うこととする。

2 賛助会員になろうとする者は、理事会で別に定めるところにより、入会の申込みを行うこととする。

3 入会は、別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを

その者に通知する。

(会費等)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1)この定款その他、当法人の規則に違反したとき。

(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項各号により会員を除名しようとするときは、除名を行う総会の1週間前までに事由を付して通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

(1)当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(2)正会員及び特別会員が理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号第3条)による理学療法士又は作業療法士の免許を取り消されたとき。

(3)第8条の支払義務を3年以上履行せず、直接連絡による督促後、6ヶ月以内に入金が確認されないとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が前3条の規定により資格を喪失しても、既に納付した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 総会

(種類)

第13条 当法人の総会は、「法人法」に定める総会とし、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員又は特別会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、「法人法」に規定する事項及び次の事項を決議する。

(1)入会の基準並びに会費の額

(2)会員の除名

(3)役員を選任及び解任

- (4) 役員報酬の額またはその規定
- (5) 各事業年度の事業計画の決定
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) その他この法人の運営に関する重要な事項並びに「法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項を示して召集の請求があったときに開催する。

(召集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第2項に基づく請求があったときは、30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が、前条第2項に基づく請求があったにもかかわらず、30日以内に総会を招集しない場合、会員は裁判所の許可を得て総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するには正会員及び特別会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員及び特別会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。これがなければ開会することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、総正会員及び特別会員の有する議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の書面による行使および代理行使)

第21条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員又は特別会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができ、または他の正会員または特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。書面または電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員及び特別会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議の省略)

第22条 理事又は正会員及び特別会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員及び特別会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員及び特別会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び理事長または副理事長、ならびに常任理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 15名以上19名以内

(2)監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、2名以内を副理事長、理事のうち3名以内を常任理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより当法人の業務を遂行する。

- 2 理事長は当法人を代表し、業務を総轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌握する。なお、理事長が事故・病気・転出等のため職務遂行ができないときは、理事長に代わり職務を代行する。

- 4 常任理事は、理事長および副理事長とともに、当法人の活動方針及び理事会で審議すべき事項の選定・整理を行う。

(監事の職務)

第28条 監事は当法人の事業及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1)当法人の会計の状況を監査すること。
- (2)理事の業務遂行の状況を監査すること。
- (3)会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求、若しくは招集すること。

- 2 監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合において、定員を欠くに至った場合には新たに選任された者が就任するまではその職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第31条 役員報酬等は、総会の決議によって定める。

(学術集会会長の選出)

第32条 学術集会会長は、理事会で選出し、総会で承認を得る。

(顧問)

第33条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問任期は委嘱した理事長の在任期間中とする。
- 4 顧問報酬等は、総会の決議によって定める。
- 5 顧問には費用を弁償することができる。
- 6 顧問は、当法人の重要な事項について理事長の諮問に応じて意見を述べるることができる。

第5章 理事会

(種類)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第35条 定例理事会及び臨時理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 定例理事会は、次の事項を決議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会で決議した事項の執行に関する事項

(3)当法人の業務の執行に必要とされる委員会の設置及び委員会の運営に必要な事項

(4)その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

- 2 理事長、副理事長および常任理事は、法人の活動方針および理事会で審議すべき事項の選定・整理を行い、理事会の審議を円滑に進めるため、適時に開催する。

(開催)

第37条 定例理事会は、年3回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事総数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第38条 理事会は、原則として理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対して、日時及び場所をあらかじめ文書又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、原則として事務局長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 定例理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立する。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した理事は、出席者とみなす。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、継続審議とする。なお、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会規則による。

第6章 事務局及び財務局

(設置等)

第44条 当法人の事務を処理するために、事務局及び財務局を置く。

- 2 事務局長及び財務局長は、理事の互選により決定する。
- 3 事務局には事務職員若干名を置くことができる。
- 4 財務局には財務職員若干名を置くことができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が総会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第45条 事務局には、別に定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第46条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員長は、理事の互選により決定する。
- 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置く。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 当法人は、会員への剰余金の分配は一切行わない。

- 2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会において、総正会員及び特別会員の有する議決権の

3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(解散および残余財産の処分)

第51条 当法人の解散は「法人法」第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由による他、総会において、総正会員及び特別会員の有する議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- 2 解散のとき存する残余財産は、総会において総正会員及び特別会員の有する議決権の3分の2以上の多数をもって決定し、当法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

附則

(委任)

第52条 この定款の定めるものの他、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第53条 当法人は、1988年11月1日に設立された任意団体日本ハンドセラピー学会が一般社団法人日本ハンドセラピー学会として法人格を取得するものであり、当定款は、当法人の設立登記の日から施行する。

- 2 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人設立登記の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 平成26年度の事業年度は、平成26年4月1日から平成27年2月28日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第54条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名	住所
----	----

志水 宏行	
-------	--

蓬萊谷 耕士	
--------	--

- 2 当法人の設立時の役員は、第25条及び第26条の規定にかかわらず、次の通りとし、役員任期は、第29条第1項の規定にかかわらず、平成24年4月20日までとする。

設立時代表理事	中山 幸保
---------	-------

設立時理事	大山 峰生
-------	-------

設立時理事	阿部 薫
-------	------

設立時理事	蓬萊谷 耕士
-------	--------

設立時理事	阿部 幸一郎
-------	--------

設立時理事	越後 歩
-------	------

設立時理事	大森 みかよ
-------	--------

設立時理事	岡野 昭夫
-------	-------

設立時理事	櫛邊 勇
-------	------

設立時理事	佐藤 彰博
-------	-------

設立時理事	志水 宏行
-------	-------

設立時理事	田崎 和幸
-------	-------

設立時理事	茶木	正樹
設立時理事	中嶋	英一
設立時理事	永田	穰
設立時理事	西出	義明
設立時理事	西村	誠次
設立時理事	野中	信宏
設立時理事	渡邊	政男
設立時監事	坪田	貞子
設立時監事	藤原	英子

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、全て「法人法」、その他の法令によるものとする。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第1号入会細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会(以下「本学会」という)は、入会規則について定款第6条、第7条及び第8条に規定することの他にこの細則を定める。

(入会資格及び手続き)

第2条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名及び捺印して本学会事務局へ提出することを要する。

(入会の承認)

第3条 第2条により入会を希望するものは、理事会の承認を受けた後、入会金及び当該年度の年会費の納入をもって会員と認められる。

(会費の納入)

第4条 会員は以下の各号に定める入会金及び当該年度の会費を納入しなければならない。

(1)入会金：正会員は 5,000 円とする。賛助会員は不要とする。

(2)年会費：正会員は 12,000 円、特別会員は 6,000 円、

賛助会員は 120,000 円とする。名誉会員は不要とする。

上記の年会費は、当該年度の3月末日までに全額を納入しなければならない。既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

(会員の権利及び義務)

第5条 会員の権利は、次のとおりとする。

(1)本学会の機関誌及びその他の出版物の頒布を受ける。

(2)学術集会、その他本学会が行う事業への参加ができる。

(3)本学会の機関誌及びその他の出版物への投稿、及び学術集会での発表の応募ができる。

(4)その他本学会の会則及び細則に定められた権利を行使できる。

2 会員の義務は、次のとおりとする。

(1)会費を納入する。

(2)総会の議決を尊重する。

(3)住所、氏名、機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届出る。

附則

1 この細則の変更は、総会の決議によって行う。

2 この細則は 2012 年 2 月 11 日から施行する。

3 この細則は 2012 年 4 月 1 日から変更する。

4 この細則は 2015 年 4 月 18 日から変更する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第2号名誉会員及び特別会員に関する細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会(以下「本学会」という)は、名誉会員及び特別会員に関する規則について定款第6条第2号に規定することの他にこの細則を定める。

(選出の要件と方法)

第2条 前条で定める各会員の選出のための要件は、以下のとおりとする。

(1)名誉会員は、65歳以上の本学会会員で、下記の事項のいずれかを具備することを要する。

- ①本学会の理事長経験者であること
- ②本学会の学術集会会長経験者であること
- ③上記に準ずる者

(2)特別会員は、本学会会員で、下記の事項のいずれかを具備することを要する。

- ①本学会の理事若しくは監事経験者であること
- ②本学会の各種委員会委員長を2期以上務めた者であること

2 名誉会員及び特別会員は、理事会が推薦し、総会で承認された者とする。

(会員登録)

第3条 第2条で定める各会員は、理事会が本人の承諾を得て、その氏名を機関誌及びホームページ上に掲載し、公開する。

2 名誉会員と特別会員の期限は、原則として設けない。

附則

1 この細則の変更は、理事会において行う。

2 この細則は2012年2月11日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第3号報酬細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会という」）は、報酬規則について定款第31条及び第33条に規定することの他にこの細則に定める。

(報酬等の支払い対象)

第2条 報酬等の支払い対象は、学術集会・研修会等の講師謝金、学会誌等の原稿執筆料、学術集会・研修会・会議等の報償費等とする。

(報酬等の支払い基準)

第3条 謝金等の支払い基準は、（別表1～3）のとおりとする。

2 限度額内の具体的な支払い金額や、基準に該当しない場合は、理事長・副理事長・財務局長・事務局長が合議の上、支払い金額を決定する。

3 交通費、弁当代等の支出は、財務局長と事務局長が合議して決定する。

(源泉徴収及び納税)

第4条 源泉徴収及び納税は、財務局が行う。

附則

1 この細則の変更は、総会の決議によって行う。

2 この細則は2012年4月1日から施行する。

3 この細則は2017年4月30日から変更する。

4 この細則は2019年4月21日から変更する。

5 この細則は2021年5月24日から変更する。

(別表1) 学術集会・研修会等の講師の謝金支払い基準

支払い対象区分	1 講演当たりの支払い額(税込み)		
学術集会・研修会講師 (会 員)	20,000 円を限度		
学術集会・研修会講師 (非会員)		教授・准教授の医師	左記以外
	交通費込み	100,000 円を限度	70,000 円を限度
	交通費別	50,000 円を限度	30,000 円を限度
研修会等の実技指導 (会員・非会員共)	1 つの研修会につき、20,000 円を限度		

(別表2) 学会誌等の原稿執筆料の支払い基準

支払い対象区分	依頼原稿の支払い額(税込み)	投稿原稿の支払い額(税込み)
会員・非会員共	仕上がり 1 頁につき 6,000 円 但し、半分に満たないものは 0.5 頁として計算する。	0 円

* 1 原稿当たりの支払い額は 30,000 円を限度とする。

(別表3) 学術集会・研修会・会議等の報償費支払い基準

支払い対象区分	1 日当たりの支払い額 (税込み)	
学術集会・研修会の事務、経理	8,000 円	
学術集会・研修会の運営	前日準備	1,500 円
	当日運営(区分A)	2,000 円
	当日運営(区分B)	3,000 円
	当日運営(区分C)	5,000 円
	当日運営(区分D)	7,000 円
委員会業務	業務(区分A)	2,000 円
	業務(区分B)	3,000 円
	業務(区分C)	5,000 円
理事会業務	報酬 4,500 円	
事務補助業務	1 時間当たり 1,100 円×時間数	

(備考)

- 1) 当日運営(区分A)とは、「学術集会・研修会開始前の会場整理や案内等を行う運営実務」
- 2) 当日運営(区分B)とは、「(区分A)に加えて受付や片付け等も行う運営実務」
- 3) 当日運営(区分C)とは、「学術集会・研修会 1 日を通しての運営実務」
- 4) 当日運営(区分D)とは、「実技実習時間に講義の進行を補助する運営実務、及び応用実践研修会にて症例提示枠の講義を担う運営実務」

- 5) 業務(区分A)とは、「数時間程度の作業や会議」
- 6) 業務(区分B)とは、「半日程度の作業や会議」
- 7) 業務(区分C)とは、「1日程度の作業や会議」
- 8) 事務補助業務は、業務が定型化し区分支払いが可能になるまでの新規事業のみ適応
- 9) 別表3の区分の他、委員会業務における確実な成果に対する報酬は、予算化と理事会承認を要する

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第4号旅費細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）は、旅費規則について定款31条及び定款第33条に規定することの他にこの細則に定める。

(旅費の支給)

第2条 本学会の役員等が、会務のために国内外で開催される会議・学会に出席する場合は、その旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 会務のために参加する学会において参加費が必要な場合は、参加費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、あらかじめ役員等が財務局長へ、旅行目的・旅費日程・出発地及び目的地・経路及び金額を申請し、その許可を受けたものに対して支給する。

2 旅費は、最も一般的かつ経済的な経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

3 本学会の会議が、本学会学術集会に連続して、学術集会開催地で開かれる場合は、上記の定めに関わらず、旅費を支給しない。

4 役員等が国外を旅行する場合の旅費の支給額は、その都度、理事会が決定する。

5 この細則に当てはまらない旅費に関する支出は、その都度、理事会が決定する。

(旅行報告書の提出・広報・保存)

第5条 本学会から旅費の支給を受けて旅行した役員等は、旅行終了後、すみやかに別記（旅行報告書書式）による旅行報告書を提出しなければならない。

2 本学会事務局は、提出された旅行報告書を理事会で供覧すると共に、旅行報告書の内容を本学会ホームページ又は本学会ニュースで会員に広報する。

3 提出された旅行報告書は、本学会事務局が提出後5年間保存する。

附則

1 この細則の変更は、総会の決議によって行う。

2 この細則は2012年4月1日から施行する。

別記（旅行報告書様式）

一般社団法人日本ハンドセラピー学会旅行報告書

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
理事長 様

報告者	役職名	氏名
本学会会務のために、以下のとおり旅行しましたので、その概要を報告いたします。		
旅行目的		
日時	20 年 月 日（ ） : ~ 月 日（ ） :	
出発地		
目的地		
概要		
添付資料	有・無	

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第5号事務局の組織及び運営に関する細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）は、事務局の組織及び運営に関する規則について定款第44条及び第45条に規定することの他にこの細則に定める。

(設置場所)

第2条 事務局は、定款第3条に定める事務所の中に置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 本学会の役職員及び機関に関すること
 - (2) 財務局及びその他の内部組織との連絡調整に関すること
 - (3) 会員情報の管理に関すること
 - (4) 文書及び印鑑の管理に関すること
 - (5) 議案書、会議資料、議事録に関すること
 - (6) 総会議事運営に関すること
 - (7) 儀礼関係、内外の来信に関すること
 - (8) その他各局及び委員会に属さない事案に関すること
- 2 事務局は、前項各号に定める事務のほか、学会ニュースの発行、資料の作成その他必要な事業を行う。

(備付帳簿及び書類)

第4条 事務局備付帳簿及び書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款及び細則
- (2) 会員名簿
- (3) 認定制度に関する規程及び細則，各種申請書類
- (4) 会員の認定制度単位，受講記録

(備付印鑑)

第5条 事務局備付印鑑は、次のとおりとする。

- (1) 「一般社団法人日本ハンドセラピー学会之印」
- (2) 「一般社団法人日本ハンドセラピー学会代表理事之印」
- (3) 「一般社団法人日本ハンドセラピー学会銀行之印」

(理事会での決議)

第6条 この細則により処理できない事項に関しては、理事会で決議する。

附則

- 1 この細則の変更は、総会の決議によって行う。
- 2 この細則は2012年4月1日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第6号会務運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という。）定款第46条に基づき、局及び委員会の設置と分掌事項について定める。

(局及び委員会の設置)

第2条 会務処理のため局及び委員会を置く。

- 2 局長は理事会により選任され、局員は局長の推薦を得て理事長が委嘱する。
- 3 委員長は理事会により選任され、委員は委員長の推薦を得て理事長が委嘱する。
- 4 局長、局員、委員長及び委員の任期は、本学会定款第29条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第3条 本学会が設置する局及び委員会は、次のとおりとする。

事務局 財務局 認定資格審査委員会 認定教育研修委員会
認定臨床研修委員会 規約委員会 学術研究委員会 機能評価委員会
国際交流委員会 広報委員会 将来計画委員会 選挙管理委員会
災害対策委員会 保険対策委員会 キャリアアップ委員会
診療ガイドライン委員会 ICT委員会

(分掌事項)

第4条 局及び委員会の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

- (1)定款施行細則第5号事務局の組織及び運営に関する細則第3条に定める所掌事務に関すること

財務局

- (1)予算編成に関すること
- (2)会費その他収入活動に関すること
- (3)支出、決算に関すること
- (4)その他財務に関すること

認定資格審査委員会

- (1)認定ハンドセラピスト資格審査に関すること
- (2)認定試験に関すること
- (3)その他認定ハンドセラピストに関すること

認定教育研修委員会

- (1)認定教育研修の設計に関すること
- (2)認定教育研修の運用に関すること
- (3)その他認定教育研修に関すること

認定臨床研修委員会

- (1) 認定臨床研修の設計に関する事
- (2) 認定臨床研修の運用に関する事
- (3) その他認定臨床研修に関する事

規約委員会

- (1) 定款、規定に関する事

学術研究委員会

- (1) 学術研究の推進に関する事
- (2) 学術集会の長期・中期計画に関する事
- (3) 学術集会会長及び開催地の推薦に関する事
- (4) 学術集会会長との連絡調整に関する事
- (5) 本学会機関誌編集に関する事
- (6) 本学会機関誌発行に関する事
- (7) その他学術研究、学術集会及び本学会機関誌に関する事

機能評価委員会

- (1) 機能評価に関する事
- (2) 機能評価に関わる連絡調整に関する事

国際交流委員会

- (1) 国際的な学術交流、研修、教育支援等に関する事
- (2) 会員の海外活動の支援活動に関する事
- (3) その他国際交流に関する事

広報委員会

- (1) ハンドセラピィ及び本学会の宣伝活動に関する事
- (2) 会員への広報活動に関する事
- (3) 本学会ニュース編集に関する事
- (4) 本学会ホームページの運営に関する事
- (5) その他広報に関する事

将来計画委員会

- (1) 将来計画委員会規定に定める事

選挙管理委員会

- (1) 役員選挙に関する事

災害対策委員会

- (1) 災害発生時の情報収集に関する事
- (2) 災害対策の立案、実行に関する事
- (3) その他災害対策に関する事

保険対策委員会

- (1) 診療報酬の改定及び新規要望に関する事
- (2) 診療報酬における日本手外科学会との連携に関する事
- (3) その他診療報酬に関する事

キャリアアップ委員会

- (1) キャリアアップに関すること
- (2) 男女共同参画に関すること
- (3) その他キャリア継続に関すること

診療ガイドライン委員会

- (1) 診療ガイドラインの作成および改訂に関すること
- (2) 診療ガイドラインの普及に関すること
- (3) その他診療ガイドラインに関すること

ICT 委員会

- (1) 法人管理における情報通信技術の運用に関すること
- (2) 法人事業における情報通信技術の運用に関すること
- (3) その他情報通信技術に関すること

附則

- 1 この細則の変更は、理事会の決議によって行う。
- 2 この細則は 2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この細則は 2015 年 4 月 18 日から変更する。
- 4 この細則は 2018 年 4 月 29 日から変更する。
- 5 この細則は 2020 年 5 月 11 日から変更する。
- 6 この細則は 2021 年 2 月 16 日から変更する。
- 7 この細則は 2023 年 3 月 6 日から変更する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第7号理事会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という。）定款第43条に基づき、理事会に関する事項について定める。

(理事会議案の提出権)

第2条 理事長ならびに理事は理事会議案の提出権を持つ。理事が提出する場合は、理事会の前日までに、文書又は電磁的方法をもって議案を理事長に提出しなければならない。

(理事会の運営)

第3条 理事会の運営は、理事長が執り行う。

- 2 理事会の議長は、本学会定款第39条により原則として事務局長がこれにあたる。但し、必要を認めた場合は他の理事がこれに代わるものとする。
- 3 事務局長は、出席者の確認、定足数の確認、時間配分を行う。
- 4 議事録作成は、事務局員が書記をする。

(発言)

第4条 発言をしようとする者は、挙手により、議長に発言の許可を求めなければならない。

- 2 発言の種類は次のとおりとする。

(1) 動議（あらかじめ議案書に提示されている場合を除き、討議したいと思う事柄について、それを議題に取り上げるよう要求して発言すること）

(2) 質問

(3) 意見

(動議)

第5条 動議の種類は次のとおりとする。

- (1) 原動議

理事長又は理事があらかじめ提示しておく議案をいう。

- (2) 補助動議

原動議の修正、委員会付託、期限付き延期、無期限延期、討議の時間の修正、修正案の修正などを提案するものをいう。

- (3) 緊急動議

議事の審議や表決の方法、人事、審議反対、決議再考などに関するものをいう。

- (4) 優先動議

議事日程の変更、議事妨害者の排除、休息閉会の提案などに関するものをいう。

- 2 動議の優先順序は、優先動議、緊急動議、補助動議、原動議の順とする。

- 3 動議が提出されたら、議長は全員に対し、動議の支持者（それを議題として

取り上げる事についての賛同者をいう)がいるかどうかを尋ねる。1名以上の支持者があれば、これを討議の対象とする。このとき議長は、その動議を復唱し、これによってその動議は正式議案となる。

(討議)

第6条 議長は各議案について、質問、意見の順に発言を求める。意見については、まず反対意見を、次いで賛成意見の発言を求め、反対と賛成とが交互に発言されるよう留意しなければならない。

2 発言者の発言内容は、議題に合致していなければならない。

(表決)

第7条 議長は、表決すべき議案について賛同者の挙手を求め、過半数と認められれば、当該議案を可決する。

2 賛成者が過半数と認めがたい場合は、最初に反対者を、次いで賛成者の挙を求めてその人数を数え、過半数に達した方を当該議案の表決結果とする。

3 前項において可否同数の時は継続審議とする。

4 表決は、単純な可否の表明でなければならないが、条件を付することはできない。

附則

1 この細則の変更は、総会の決議によって行う。

2 この細則は2013年4月1日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第8号役員選任細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という。）定款第26条第1項に基づく役員を選任について定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 本学会定款第25条第1項に規定する役員を選任するため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、役員以外の2名により構成する。

2 選挙管理委員は、理事会で指名する。

(選挙公示と立候補の締切)

第4条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(被選挙人の資格)

第5条 役員の被選挙人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 役員を選任する日において、5年以上の本学会会員歴を有すること。

(2) 本学会会費を完納していること。

(3) 任期開始時に満65歳以下であること。

(立候補及び推薦状の届け出)

第6条 役員に立候補しようとする正会員は、別記第1号様式に準じて作成した文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

2 推薦による立候補は、2名以上の推薦書を必要とし、推薦者の代表が別記第2号様式に準じて作成した文書で届出るものとする。この場合は、別記第3号様式に準じて作成した本人の承諾書を添えるものとする。

(理事会による推薦)

第7条 立候補者が定数に満たない時は、理事会が別記第4号様式に準じて作成した定数と同数の候補者を推薦する。この場合は、別記第5号様式に準じて作成した本人の承諾書を添えるものとする。

(選挙の方法)

第8条 選挙は、総会時に正会員及び特別会員の直接無記名投票により行う。

2 投票の様式は次のとおりとする。

(1) 理事（5名記号式投票）

(2) 監事（1名記号式投票）

(投票用紙の様式)

第9条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(開票の立会人)

第10条 開票に際し立会人10名以内をおく。立会人は、選挙管理委員会が指名する。

(役員確定)

第11条 理事、監事は得票数の多いものより順次役員を決める。

2 得票数が同じであるときは、抽選で決める。

(無投票当選)

第12条 立候補者数と定員が一致した場合は、無投票当選とする。

附則

1 この細則の変更は、総会の決議によって行う。

2 この細則は2013年4月1日から施行する。

3 この細則は2019年4月21日から変更する。

別記 (第1号様式)

理事 }
選挙候補届
監事 }

候補者氏名 (ふりがな)	()	性別	男性・女性
自宅住所			
勤務先施設名			
勤務先所在地			
生年月日	年	月	日 (才)

上のおり立候補の届出をします。

20 年 月 日

氏名 (印)

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会選挙管理委員 様

別記（第2号様式）

理事 }
 監事 } 選挙候補者推薦届

候補者氏名 (ふりがな)	()	性別	男性・女性
自宅住所			
勤務先施設名			
勤務先所在地			
生年月日	年 月 日 (才)		

候補者の承諾書を添付して、上のおり推薦届出をします。

20 年 月 日

推薦届出者

住所

氏名

(印)

推薦届出者

住所

氏名

(印)

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会選挙管理委員 様

別記（第3号様式）

候補者推薦届出承諾書

20 年 月 日執行の _____ 選挙における候補者となることを承諾します。

20 年 月 日

住所

氏名

(印)

推薦者届出者

様

様

別記（第4号様式）

理事 }
 監事 } 選挙候補者理事会推薦届

候補者氏名 (ふりがな)	()	性別	男性・女性
自宅住所			
勤務先施設名			
勤務先所在地			
生年月日	年 月 日 (才)		

候補者の承諾書を添付して、上のおり役員会推薦届出をします。

20 年 月 日

理事長氏名 (印)

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会選挙管理委員 様

別記（第5号様式）

候補者理事会推薦届出承諾書

20 年 月 日執行の _____ 選挙における理事会推薦候補者となることを承諾します。

20 年 月 日

住所
氏名 (印)

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会理事長 様

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 定款施行細則第9号休会細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会(以下「本学会」という)の正会員及び特別会員(以下「正会員等」という)の特例として休会に関し必要な事項を本細則に定める。

(休会理由)

第2条 正会員等は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産、育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他、理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年の翌年度3月1日から2月末日までとする。

- 2 休会は、連続的若しくは断続的に取ることができる。

(条件)

第4条 正会員等は、次の各号の条件を満たし、休会しようとする年度の前年度の2月末日までの間に開催される理事会において承認を得ることにより休会することができる。

- (1) 理事会が定める休会・復会届(休会第1号様式)に必要事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の1月31日までに理事長に提出すること
- (2) 休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)を前号の休会・復会届に添付すること。但し、前号の届出時点で証明書が間に合わない場合は、遅くとも休会年度の1月31日までに提出すること
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
- (4) 過去の休会期間が通算5年度に達していないこと

(義務の免除)

第5条 休会する正会員等は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利の停止)

第6条 休会する正会員等は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 役員選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 総会での議決権
- (3) 本学会が主催する学会及び研修会等への参加
- (4) 学術誌、機関誌、その他学会発行物の受取

(会員履歴等の取扱い)

第7条 休会期間は、正会員等としての在籍年数に参入されない。

2 休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

(復会)

第8条 休会した正会員等は、本細則第9条に規定する休会延長若しくは第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2 休会期間中の正会員等で、年度途中からの復会を希望する者は、理事会が定める休会・復会届(休会第1号様式)に必要な事項を記入して理事長に提出し、当年度の会費を納めることにもって復会することができる。但し、本細則第6条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日(その日が休業日に当たる場合は休業日の翌日)から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

(休会延長)

第9条 休会中の正会員等で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該期間内の1月31日までに、理事会が定める休会・復会届(休会第1号様式)及び休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)を理事長に提出し、休会を希望する前年度2月末日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められない。

2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員等は、理事会が指定する期限内に本細則第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退会)

第10条 休会中の正会員等で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会年度の1月31日までに、定款第9条により理事会が定める退会届に必要な事項を記入し、理事長に提出すること。

(会員資格の喪失)

第11条 休会中の正会員等で、当該休会年度1月31日までに、本細則第4条第2号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末を持って会員資格を喪失し、会員番号・会員履歴、生涯教育履歴等の会員情報も全て消失する。

附則

1 この細則の変更は、理事会の決議によって行う。

2 この細則は2017年4月30日から施行する。

3 この細則は2021年5月24日から変更する。

(休会第1号様式)

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
休会・復会届

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 理事長 様

私は、このたび以下の理由により（休会・復会）を申請いたします。

会員番号： _____

氏 名： _____ ㊞

自宅住所： 〒 _____

理 由	1. 休会新規：出産 育児 介護 長期の病気療養 その他（ _____ ）
	2. 休会延長：出産 育児 介護 長期の病気療養 その他（ _____ ）
	3 復会：（ _____ ）
休 会 期 間	20 年 3月 1日～20 年 2月末日
復 会 時 期	20 年 月 日から復会

※注意事項

- ①休会理由の根拠となる第三者による証明書（様式は問いません）を添付してください。証明書が間に合わない場合は、遅くとも休会年度の1月31日までに提出してください。休会年度の1月31日までに証明書を提出しなかった場合は、会員番号・会員履歴・生涯教育履歴等の会員情報が全て消失することになりますので、ご注意ください。
- ②休会期間は、申請年度の翌年度3月1日から2月末日までの1年度となります。
- ③休会年度の1月31日までに休会延長・退会いずれかの手続きがなければ、翌年度から自動的に復会となります。
- ④申請年度までの会費の納入が確認できない場合は、休会届は受理できません。
- ⑤休会年度の途中で復会する際は、復会理由及び復会時期を明記してください。

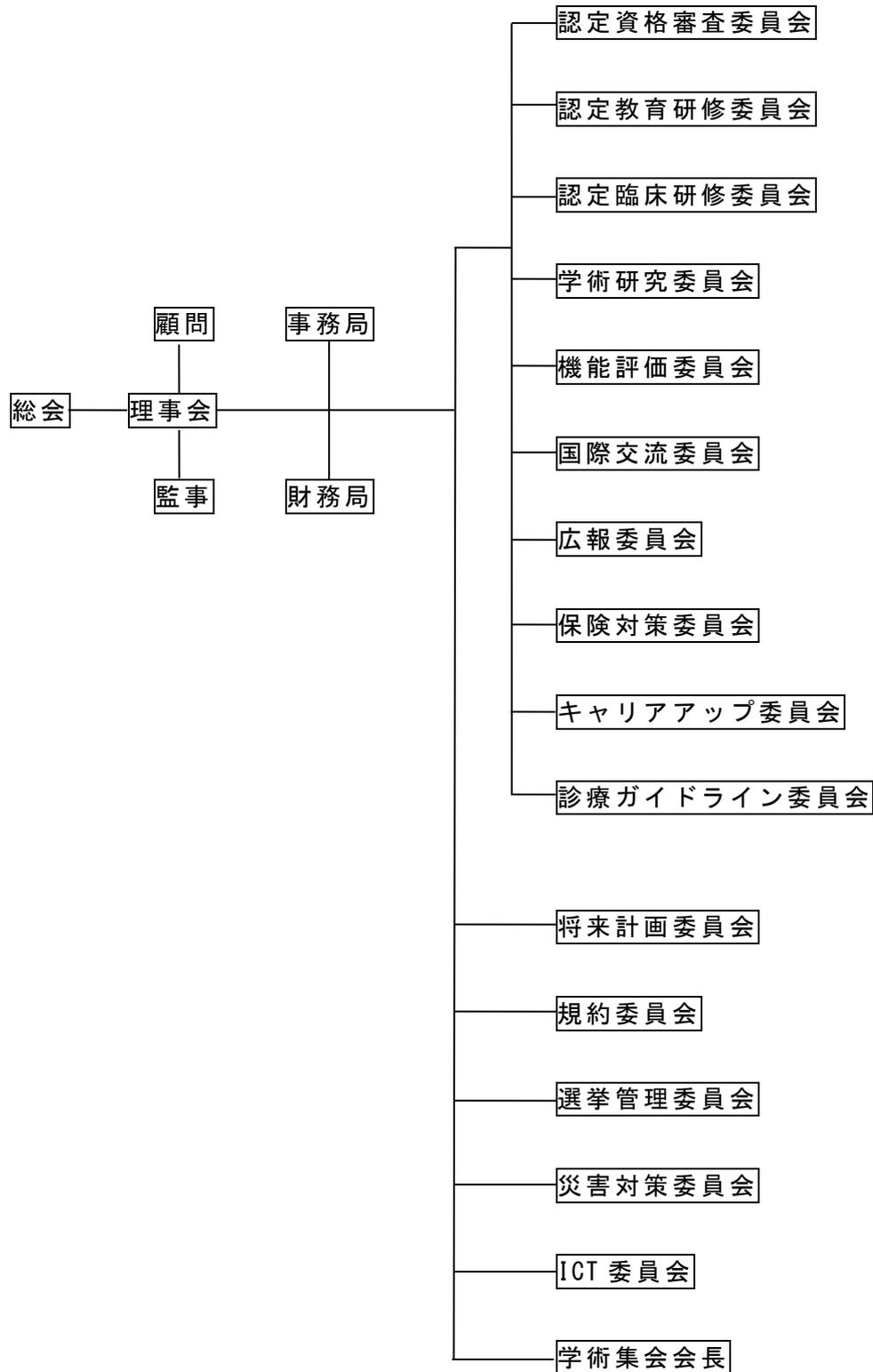
郵送の際は、以下に郵送をお願いいたします。

送付先 〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目4-8日栄ビル703A
有限会社あゆみコーポレーション内
一般社団法人日本ハンドセラピー学会 事務局
TEL：06-6441-5260

事務処理日：20 年 月 日（事務局が記入します）

一般社団法人日本ハンドセラピー学会組織図

2023年3月6日



一般社団法人日本ハンドセラピィ学会

個人情報保護指針

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会（以下「本学会」という）は、個人情報保護指針を以下のとおり定めます。

1 基本的な考え方

本学会は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護に関する関係法令に基づき適正な管理を行うことに努めます。

2 個人情報の定義

個人情報とは、会員ならびに学術集会の参加者等の個人情報（住所、所属、氏名、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報）を指します。

3 個人情報の収集

本学会は、個人情報を取得する場合、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集いたします。

4 個人情報の利用目的

本学会は、保有する個人情報を以下の目的で利用し、この目的範囲以外で利用することはありません。

(1) 本学会の事業目的を達成するための情報提供

(2) 本学会活動や運営上必要な事務連絡

(3) 会員および関連団体への会員名簿配付

5 個人情報の管理

本学会は、保有する個人情報の外部への漏洩、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんなどの危険に対して、適切な安全対策を講じます。また、事務局スタッフの教育、啓発に努め、個人情報保護意識の高揚を図ります。

6 個人情報の第三者への提供

本学会は、保有する個人情報を本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、以下の場合は、本人の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であり、かつ本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、かつ本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

7 個人情報の照会・訂正・削除

個人情報の照会、訂正、削除については、本学会事務局まで本人からの連絡が必要です。

8 法令・規定の遵守

本学会は、保有する個人情報の取り扱いに関係する法令その他の規程を遵守するとともに、個人情報保護のためプライバシーポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

9 個人情報の管理責任者

本学会における個人情報の管理に関する責任は、理事長にあります。

2014年4月19日

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会
理事長 大山 峰生

個人情報取扱い同意書

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
理事長 大山 峰生 様

所属施設名： _____

会員番号： _____

氏 名： _____ (印)

私は、個人情報の取扱いについて、以下の事項を確認の上、同意します。

1 個人情報の定義

個人情報とは、会員並びに学術集会の参加者等の個人情報（住所、所属、氏名、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報）を指します。

2 個人情報の管理責任者

一般社団法人日本ハンドセラピー学会における個人情報の管理に関する責任は、理事長にあります。

3 個人情報の収集及び利用目的

一般社団法人日本ハンドセラピー学会は、個人情報を取得する場合、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集いたします。保有する個人情報は以下の目的で利用し、この目的範囲以外で利用することはありません。

(1) 本学会の事業目的を達成するための情報提供

(2) 本学会活動や運営上必要な事務連絡

(3) 会員および関連団体への会員名簿配付

4 個人情報の第三者への提供

一般社団法人日本ハンドセラピー学会は、保有する個人情報を本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、以下の場合、本人の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であり、かつ本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、かつ本人の同意を得ること

により当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

5 個人情報の照会・訂正・削除

個人情報の照会、訂正、削除は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会事務局まで本人からの連絡が必要です。

個人情報開示請求書

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会
理事長 大山 峰生 様

施設・団体名： _____

氏名又は名称： _____ (印)

(〒 —)

住所： _____

電話番号： _____

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会が管理している個人情報の開示を、別紙「個人情報保護に関する誓約書」を添えて、次のとおり請求します。

なお、個人情報開示に伴う費用は負担いたします。

利用目的 〔 具体的な内容が 分かる資料を添付 してください 〕	
開示請求する個人情報 〔 該当する□に チェックしてください 〕	<input type="checkbox"/> 会員の所属施設名 <input type="checkbox"/> 所属施設の住所 <input type="checkbox"/> 所属施設の電話番号
開示方法 〔 該当する□に チェックしてください 〕	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書の写しの交付 <input type="checkbox"/> 電子データの交付

個人情報保護に関する誓約書

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
理事長 大山 峰生 様

施設・団体名： _____

氏名又は名称： _____ (印)

私、 _____ は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会から個人情報を預かるに際し、その個人情報保護に関して、下記のことを誓約します。

記

- 1 預かった個人情報は、個人情報開示請求書に記載の利用目的以外には使用しません。
- 2 預かった個人情報の管理責任者は、私とします。
- 3 預かった個人情報は、厳重に保管します。
- 4 預かった個人情報の複写は原則として行いません。複写が必要な場合は事前に一般社団法人日本ハンドセラピー学会事務局の承諾を得ます。
- 5 個人情報開示請求書に記載の利用目的が終了した時、あるいは一般社団法人日本ハンドセラピー学会から返還請求があった時は、すみやかに一般社団法人日本ハンドセラピー学会の指示に従い、返還又は安全な方法により廃棄処分を行います。
- 6 私が、本誓約書に違反したことにより、一般社団法人日本ハンドセラピー学会に損害を与えた場合には、その責めに応じ、かつ賠償を請求された場合は、異議の申し立てをせず、その請求に応じます。

一般社団法人 日本ハンドセラピー学会 将来計画委員会規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における将来計画については、本規定に則り、将来計画委員会（以下「本委員会」）が策定するものとする。

(目的)

第2条 本委員会は、本学会およびハンドセラピーの更なる発展のために、将来計画の策定を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 本学会およびハンドセラピーに関する将来の教育・研究・国際貢献等の基本構想の審議、作成
- (2) 本学会およびハンドセラピーに関する将来の委員会組織等の拡充整備構想の審議、作成
- (3) 本学会およびハンドセラピーに関する将来像や今後の計画の審議、作成
- (4) その他、本学会およびハンドセラピーに関する将来計画に付随する事項の審議、作成

(委員長)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

- 2 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第5条 本委員会の委員は、次に挙げる者で組織する。

- (1) 副理事長
 - (2) 事務局長
 - (3) 財務局長
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 本委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。

(規程の改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規定は、2018年4月29日から施行する。

日本ハンドセラピー学会学術集会における 発表演題に関する内規

1 目的

- ① この内規は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）が主催する学術集会における発表演題に関する事項を定める。

2 演題募集

- ① 各学術集会の学会長は、この内規を順守した『第〇回日本ハンドセラピー学会学術集会演題募集要項』を作成して、発表演題を募集する。

3 応募資格

- ① 筆頭演者は、本学会の会員であること。ただし、演題募集の締め切り時点において当該年度の会費未納者は応募資格がない。
- ② 共同演者は、本学会の会員であることを問わない。
- ③ 学会長が依頼する講演、シンポジウム等の筆頭演者、共同演者は本学会の会員であることを問わない。

4 演題に関する倫理的配慮

- ① 研究の計画、実行、抄録作成などの過程において、個人の尊厳、人権の尊重などの倫理的配慮を十分に行うこと。
- ② 研究対象者に対して、研究や報告について十分な説明と同意を得ること。
- ③ 先行研究など他の著作物からの引用を行うときには、本文中に出典の著者と発行年数（フルネーム、西暦）を明記し、著作権を侵害しないように注意すること。また原則として検査器具などは一般名称を用い、商品名の場合は®を記載すること。
- ④ 抄録や発表内容によって研究対象者が特定されないなど、個人情報保護に配慮すること。
- ⑤ 研究助成を受けている場合は、演題発表時にその旨を述べること。

5 多重投稿の禁止

- ① 他学会や雑誌等で発表済み、ならびに投稿中の演題の多重投稿は原則としてできない。
- ② これらが明らかになった場合、演題は取り下げられ、筆頭演者、共同演者含め、次年度以降の演題応募登録が許可されない場合がある。

6 演題の二次使用权・許諾権

- ① 演題の二次使用权・許諾権は、本学会に帰属する。

7 演題発表上の注意

- ① 応募した演題と学会当日の発表内容が異なることのないようにすること。
- ② 採択された演題の取り消しはできない。
- ③ 筆頭演者が発表できない場合は、共同演者による代理発表を認める。
- ④ 採択された演題が当日発表されない場合は、筆頭演者、共同演者含め、次年度以降の演題応募登録が許可されない場合がある。

8 演題審査基準

- ① 別に定める『日本ハンドセラピー学会学術集会における発表演題採択に関する内規』にて演題審査を行う。

9 演題応募者の個人情報保護

- ① 各学術集会の学会長は、保有する演題応募者の個人情報の外部への漏洩、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんなどの危険に対して、適切な安全対策を講じること。
- ② 本学会学術誌への推薦論文依頼の目的に限り、本学会学術研究委員会に推薦演題筆頭演者の連絡先を伝達する場合がある。
- ③ 演題応募者の個人情報の管理に関する責任は、各学術集会の学会長にある。

附則

- 1 この内規の変更は理事会にて行う。
- 2 この内規は、2015年7月13日から施行する。

日本ハンドセラピー学会学術集会における 発表演題採択に関する内規

1 目的

- ① この内規は、一般社団法人日本ハンドセラピー学会が主催する学術集会（以下「本学術集会」という）における、一般発表演題に関する査読者の選定、演題の審査、採択基準、査読結果通知に関する事項を定める。

2 査読者の選定基準

- ① 査読者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、学術集会会長が指名し、依頼する。
 - ア 本学術集会会長経験者
 - イ 理事または監事経験者
 - ウ 認定ハンドセラピスト
 - エ 本学術集会で一般演題セッションの座長、またはシンポジウムの司会の経験者
 - オ 本学術集会でシンポジストを2回以上の経験者
 - カ 本学術集会の一般演題で3題以上の筆頭演者の経験者
 - キ 過去の実績から学術集会会長が相応しいと認める者

3 演題の審査

- ① 査読審査は1演題につき3名で行う。
- ② 演者名、所属機関名は伏せ、本文のみで審査する。
- ③ 演題の筆頭演者と、その演題査読者が同じ所属の者、または共同演者である場合は選定しない。
- ④ 審査の評価方法は、以下の4項目について評点（3点：良、2点：可、1点：保留、0点：不可）をそれぞれつける。
 - ア 「研究方法の妥当性」
 - イ 「独創性」
 - ウ 「学術的意義」
 - エ 「臨床的意義」
- ⑤ 各項目の評点として1点または0点をつけた場合は、その理由をコメントする。

4 演題の採択

- ① 総合評点が4点以下、または「研究方法の妥当性」に0点がついた演題は原則不採用とする。
- ② 学術集会のスケジュールにより採択される演題数は制限されるが、その場合は総合評点が上位のものより採択する。
- ③ 総合評点が同点の場合は、学術集会における組織委員会で協議するが、演題採択に関する最終決定は学術集会会長が行う。

5 査読結果の通知

- ① 演題応募者には、採択・非採択結果のみを知らせ、非採択であっても査読者のコメント等は伝達しない。

6 個人情報の管理

- ① 演題や査読に関する全ての情報は、学術集会会長の責任で、厳重に管理を行うものとする。

附則

- 1 この内規の変更は理事会にて行う。
- 2 この内規は、2015年7月13日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 研究助成制度に関する規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における研究助成事業については、この規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 ハンドセラピーの更なる発展のために、本学会の会員が行う学術的な研究活動を支援することを目的とする。

(研究領域)

第3条 支援する研究は、原則としてハンドセラピーの効果を示す臨床研究、実践に資する基礎研究、高度に専門化されたハンドセラピーを継承するための後輩育成を念頭に置いた卒前後教育に関する研究の3領域とする。なお、ハンドセラピー領域に関わる社会情勢の変化等により、指定課題あるいは研究領域の追加、変更を行うことがある。

(支援内容)

第4条 本学会の会員が行う研究活動に助成金を支給する。

(応募資格)

第5条 応募資格は、本学会に入会后3年以上経過した会員で年会費の滞納がないものとし、応募研究課題の研究代表者とする。なお、共同研究者は本学会の会員であることを問わない。

(助成要件)

第6条 応募研究課題内容については、他機関、団体、企業等からの研究助成を受けているものと同一でないものとする。

(応募方法)

第7条 応募する研究代表者は、当該年度の募集要項を確認し、研究計画書、その他必要書類を添えて応募する。

(審査委員会の設置)

第8条 学術研究委員長は1名の審査委員長と2名の審査委員を指名し、研究助成制度審査委員会を設置する。なお、当該年度に応募した研究代表者および共同研究者は、その年度の審査委員長および審査委員には就けないものとする。

(審査)

第9条 審査は研究助成制度審査委員会にて行い、学術研究委員長に審査結果を報告する。

(採択)

第10条 応募された研究課題の採択は、学術研究委員会の議を経て理事会で決定する。

(計画変更)

第11条 採択が決定した後に当該研究計画書の内容に変更が必要な場合は、書面によ

り事前に学術研究委員長に届け出なければならない。

(辞退)

第12条 採択が決定した後にその交付を辞退する場合は、すみやかに理事長に届けるとともに、支給された助成金の全額を返還しなければならない。

(採択の取り消し)

第13条 当該研究に関わる書類等における故意の虚偽記載、研究倫理違反等、採用を取り消すことが相当と認められる事実が判明した場合には、理事長は採択を取り消すことができ、当該事象において悪質であると認められた場合には助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

(助成金の使途)

第14条 研究助成金は当該研究に直接関係あるもので、研究期間内に支出するものを使用することができる。

(報告および成果の公表)

第15条 制度により助成を受けた研究代表者は、研究期間終了後1か月以内に研究成果および収支報告書を提出しなければならない。また、研究期間終了後2年以内にその研究の成果を日本ハンドセラピー学会学術集会において発表し、日本ハンドセラピー学会雑誌に公表しなければならない。なお、研究成果の公表にあたっては日本ハンドセラピー学会による助成を受けている旨を、以下を参考に記すこと。

日本語表記：本研究は〇〇年度一般社団法人日本ハンドセラピー学会の研究助成〇〇〇〇領域を受けた。

英語表記：This study was supported by a 〇〇〇〇 from the Japan Hand Therapy Society, △△(year).

臨床研究領域：Grant-in-Aid for Clinical Research

基礎研究領域：Grant-in-Aid for Fundamental Research

教育・人材育成領域：Grant-in-Aid for Educational Research

(報告および成果公表の義務違反)

第16条 前条における報告や成果公表が定められた期間内に行われなかった場合は、理事長は交付された助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

(事務、管理)

第17条 この規定に基づく制度の事務・管理は、学術研究委員会が行う。

(雑則)

第18条 この規定に定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 この規定の変更は理事会にて行う。
- 2 この規定は、2015年11月9日より施行する。
- 3 この規定は、2021年8月2日より変更する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 留学支援制度に関する規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における留学支援事業については、この規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 本制度は、本学会員に海外の施設における研修の機会を与え、ハンドセラピー領域に関する研究、臨床、教育、本学会の運営活動において国際的に貢献できる人材を育成することにより、本学会の研究、臨床技術、教育水準の向上を目的とする。

(支援内容)

第3条 本制度は、本学会員が行う海外施設への留学について支援金を支給する。支援金額は、以下の通りとする。

(1) 研修総日数が、10日未満は、10万円を上限とする。

(2) 研修総日数が、10日以上40日以内は20万円を上限とする。

(3) 研修総日数が、41日以上は30万円を上限とする。

(応募資格)

第4条 応募資格は、本学会に入会後3年以上経過した会員で年会費の滞納がないものとする。なお、過去に本制度による支援金の給付を受けたものは応募できない。

(応募方法)

第5条 応募する会員は、当該年度の募集要項を確認し、申請書、その他必要書類を添えて応募する。

(審査)

第6条 審査は、本学会国際交流委員会および学術研究委員会から選出された4名の審査員からなる審査委員会で行う。なお、その審査委員長は国際交流委員長が兼務する。

(採択)

第7条 本制度により留学を支援されるもの（以下、被支援者）の採択は、前条の審査を経て、理事会で決定する。

(計画変更)

第8条 被支援者は、申請書等の内容に変更が生じた場合は、すみやかに理事長に届け出なければならない。

(辞退)

第9条 被支援者は、採択が決定した後にその交付を辞退する場合は、すみやかに理事長に届けるとともに、支給された支援金の全額を返還しなければならない。

(採択の取り消し)

第10条 留学の行き先、期間、研修内容などが申請と異なる場合等、支援することが不適當であると認められる時は、理事長は採択を取り消し、被支援者に対して、すでに交付した支援金の返還を求めることができる。

(支援金の使途)

第11条 支援金の使途は、交通費および滞在宿泊費とする。

(報告の義務)

第12条 被支援者は、留学期間終了後2か月以内に国際交流委員会まで留学実績報告書を提出するものとする。

(事務)

第13条 この規定に基づく制度の事務・管理は、国際交流委員会が行う。

(雑則)

第14条 この規定に定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 この規定の変更は理事会にて行う。
- 2 この規定は、2016年2月8日から施行する。
- 3 この改定規定は、2017年2月6日から施行する。
- 4 この改定規定は、2018年7月1日から施行する。
- 5 この改定規定は、2018年10月14日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 災害対策に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における災害応急対策等必要な災害対策の基本を定め、被災地ならびに被災者を支援するとことを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における災害の定義は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生じる被害をいう。

(趣旨)

第3条 災害対策は、本学会会則並びにこの規定により定め、これらに基づいて実施する。

(災害対策に関する運営と管理)

第4条 災害対策に関する運営と管理は、災害対策委員会（以下「本委員会」という）が行う。

第2章 災害対策本部の設置および運営

(災害対策本部の設置)

第5条 災害が発生した場合、本委員会は災害対策本部を設置し、災害対策本部は災害対策委員長を本部長とする。

2 災害対策委員長が不在のときは、理事長が本部長を任命する。

(災害対策本部の運営)

第6条 災害対策本部の運営は、本学会災害対策本部に関する細則（以下「災害対策本部細則」という）に定める。

第3章 災害対策本部の解散

(災害対策本部の解散)

第7条 災害対策本部の解散は、本委員会により決定し、理事会で報告する。

附則

- 1 この規定の変更は理事会にて行う。
- 2 この規定は、2016年2月8日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会 災害対策本部に関する細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピィ学会（以下「本学会」という）における災害対策は、本学会会則、災害対策に関する規定ならびに、この細則により定める。

(災害対策本部設置の通達)

第2条 災害対策本部（以下「本部」という）は、設置後速やかに本学会会員に対して設置および支援内容を通達する。

(支援の対象)

第3条 本細則が定める被災者および被災地は、災害救助法（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）第2条の定める、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、支援を必要とする者に対して、これを行う。

(支援の種類)

第4条 支援の種類は次のとおりとする。

(1) 会費の免除

(2) 前号に規定するもののほか、理事会にて必要と判断されたもの

(会費の免除)

第5条 会費免除を希望する会員は、会費免除申請書（様式：災 - 1号）を本部へ送付する。

2 会費免除の期間は理事会により定められる。

(雑則)

第6条 この細則の定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 この細則の変更は理事会にて行う。
- 2 この細則は、2016年2月8日から施行する。
- 3 この細則は、2019年2月10日から変更する。

様式：災 - 1号

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
会費免除申請書

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
理事長 大山 峰生 様

氏名

印

20__年度日本ハンドセラピー学会年会費の免除を申請します。

会員番号		会員氏名	
連絡先	住所		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-Mail		

※自治体が発行する【罹（被）災証明書】等を添付

症例報告を含む医学論文及び学会発表における 患者プライバシー保護に関するガイドライン

2019年2月10日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会

医学研究における患者のプライバシー保護を含む倫理的配慮は、研究者に求められる重要な責務である。医学論文あるいは学会において発表される症例報告は医学・医療の進歩に貢献し、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしてきた。一方、症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以上を踏まえ、一般社団法人日本ハンドセラピー学会は会員に対して、症例報告にあたっては患者のプライバシー保護を含む倫理的配慮に関して以下の諸点を遵守することを求める。

【同意取得】

特定の患者の症例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は、本人の同意を得るとともに、下記の患者プライバシー保護への配慮を行わなければならない。

「本人の同意」とは、本人の個人情報、発表者等によって示された方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。また「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人の発表者が認識することをいい、発表等の性質及び個人情報の取り扱い状況に応じ、本人が同意に係わる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【患者のプライバシー保護への配慮】

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。生活史に関連する固有名詞はアルファベットを用いる(A市、B社など)。

- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は月日を記載してよい。年については X+1 年、X-1 年といった記載を用いる。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。発表者が診療を行った施設は「当院」「当科」と表現する。
- 6) 顔の画像を提示する際には目を隠す。
- 7) 症例を特定できる画像情報に含まれる番号などは削除する。

参考資料：

- (1) 個人情報保護委員会、厚生労働省「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」 2017年4月14日付
- (2) 日本精神神経学会「症例報告を含む医学論文及び学会発表における患者プライバシー保護に関するガイドライン」 2017年9月16日改訂

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 国際学会参加支援制度に関する規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における国際学会参加支援事業については、この規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 本制度は、本学会員が国際学会において発表する際に、学会参加費等を金銭的に補助することによって、研究活動の推進及び国際的に活躍する人材育成機能の強化を図ることを目的とする。

(支援内容)

第3条 本制度は、本学会員が参加する国際学会の学会参加費等について支援金を支給する。支援を対象とする国際学会は、International Federation of Societies for Hand Therapy(IFSHT)、Asian Pacific Federation of Societies for Hand Therapy (APFSHT) 及び理事会で承認されたハンドセラピー関連の国際学会とする。支援金額は、原則的に学会参加費相当とする。

(応募資格)

第4条 応募資格は、本学会に入会后3年以上経過した会員で年会費の滞納がなく、対象とする国際学会で筆頭発表者であることとする。また、申請者は、本学会の他の支援または助成制度、外部資金、所属施設等からの学会参加費等の費用補助を受けていないものとする。なお、本制度における助成の回数には制限を設けないが、採択審査では本制度の助成履歴のない申請者を優先する。

(応募方法)

第5条 応募する会員は、当該年度の募集要項を確認し、国際学会参加支援申請書（様式1号）、参加する国際学会の演題採択通知（メール可）、あるいは申請者氏名等が記載された学会プログラムのコピー、その他必要書類を添えて応募する。

(審査)

第6条 審査は、本学会国際交流委員会および理事から選出された3名の審査員からなる審査委員会で行う。選考基準は、発表形式、会員年数、本制度の助成履歴等を参考に審査する。なお、その審査委員長は国際交流委員長が兼務する。

(採択)

第7条 本制度により支援金を補助されるもの（以下、被支援者）の採択は、前条の審査を経て、理事会で決定する。

(計画変更)

第8条 被支援者は、申請書等の内容に変更が生じた場合は、すみやかに理事長に届け出なければならない。

(辞退)

第 9 条 被支援者は、採択が決定した後にその交付を辞退する場合は、すみやかに理事長に届けるとともに。支給された支援金の全額を返還しなければならない。

(採択の取り消し)

第 10 条 学会の行き先、期間などが申請と異なる場合等、支援することが不相当であると認められる時は、理事長は採択を取り消し、被支援者に対して、すでに交付した支援金の返還を求めることができる。

(支援金の使途)

第 11 条 支援金の使途は、国際学会参加費等とする。

(報告の義務)

第 12 条 被支援者は、国際学会終了後 1 ヶ月以内に国際交流委員会まで国際学会参加の実績報告書を提出するものとする。

(事務)

第 13 条 この規定に基づく制度の事務・管理は、国際交流委員会が行う。

(雑則)

第 14 条 この規定に定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 本規定の変更は理事会にて行う。
- 2 本規定は 2019 年 3 月 1 日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
国際学会参加支援申請書

発表者	(ふりがな) 氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
	所属先	施設名 住所 〒 メールアドレス 電話番号		
	会員番号・正会員歴			
発表学会等の名称				
主催者団体				
開催期間		20 年 月 日～ 20 年 月 日		
渡航期間		20 年 月 日～ 20 年 月 日		
開催場所 (国, 都市, 会場)				
発表形式		1:口述 2:ポスター 3:シンポジウム, 講演 (いずれかに○をつけてください)		
発表題目				
外部資金または所属施設からの助成の有無		有 ・ 無		
本制度にて支援された経験の有無		有 (20 年度 制度) ・ 無 (いずれかに○をつけてください)		
学会参加費 ※応募日の日本円換算		ドル (円) ※1ドル= 円		

当該年度の募集要項を確認し、国際学会参加支援申請書(本申請書)、参加する国際学会の演題採択通知(メール可)、あるいは申請者氏名等が記載された学会プログラムのコピー、その他必要書類(参加を証明する書類、参加領収書)を添えて応募する。

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会 国際学会参加支援制度
支出報告書

- 1.氏名 _____ 印 _____
 2.所属先名 _____
 3.連絡先住所 (自宅・所属施設) 〒 _____
 4.連絡先電話番号 _____
 5.連絡先メールアドレス _____

*連絡先は、本書についてお尋ねする場合に使用します。確実に連絡のとれるところをお書きください。

- 6.学会名 _____
 7.支援金振込先口座

*支援金は、支出報告書に基づいて日本ハンドセラピィ学会から、以下の口座に振り込みます。

*円通貨以外の支出の領収書については、振込時点の為替レートによる円通貨での振り込みといたします。なお、1円未満は切り捨てます。

*銀行口座は、日本国内にある銀行口座に限ります。

銀行名	支店名 ()
口座種別	普通 当座 *どちらかに○をつけてください
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	
口座名義 (漢字)	

8.支出報告書

*本書は、必ず報告内容に合致する領収書とともに提出してください。

・学会参加費 _____ ドル (_____ 円 1ドル= _____ 円)

※応募日の

日本円換算

・領収書 _____ 有 _____ 無 _____

支出金額 ¥ _____

※委員会記載欄

支給金額	¥ _____
------	---------

提出日 20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 国際学会参加支援制度
実績報告書

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
理事長 大山峰生 様

所属施設

氏 名

印

一般社団法人日本ハンドセラピー学会国際学会参加支援制度に基づく学会発表の成果について、次のとおり報告します。

記

学会名	
開催期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
開催場所	
発表形式	1: 口述 2: ポスター 3: シンポジウム, 講演 (いずれかに○をつけてください)
発表題目	
発表の概要 (800字以内)	

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 認定ハンドセラピスト制度に関する規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における認定ハンドセラピスト制度については、この規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 ハンドセラピー領域において高度な専門的知識、技術および臨床実践能力を有し、将来に渡る技術開発や教育等に資する作業療法士、理学療法士を認定ハンドセラピストとし、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

(認定資格)

第3条 認定資格は、本学会に入会后5年以上経過し、10年以上の手外科臨床経験を有する者とする。

(認定要件)

第4条 別途定める研修会の受講および認定臨床研修を修了し、認定ハンドセラピスト認定試験に合格した者とする。

(応募方法)

第5条 認定ハンドセラピスト認定試験受験申請にあつては、別途定める書類を認定資格審査委員会に提出する。

(受験申請の承認)

第6条 認定ハンドセラピスト受験申請者に対し、認定資格審査委員会は受験要件充足を確認したうえで受験票を発行する。

(認定ハンドセラピスト認定試験の実施)

第7条 認定資格審査委員会は認定ハンドセラピスト認定試験受験者の申請承認を以て、認定ハンドセラピスト認定試験部会を設置し、試験官の選任ならびに試験問題作成および実施要領等につき決定し実施する。

(報告および公表)

第8条 認定ハンドセラピスト認定試験部会は、筆記試験および口述試験の採点を行い、当該結果を認定資格審査委員会へ報告する。

(認定ハンドセラピスト認定試験結果の承認)

第9条 認定ハンドセラピスト認定試験結果は、認定資格審査委員会の議を以て理事会にて承認を受ける。

(認定ハンドセラピスト認定試験結果の公表)

第10条 理事会にて承認された認定ハンドセラピスト認定試験結果は、受験者への合格証発送を以て日本ハンドセラピー学会ホームページに公表される。

(認定ハンドセラピストの認定)

第11条 認定ハンドセラピスト認定試験に合格した者は、理事会の承認を以て認定ハンドセラピストと認定される。

(認定ハンドセラピストの認定日)

第 12 条 認定ハンドセラピストの認定日は、認定が承認された翌年度の 4 月 1 日付とし、認定番号が付与される。

(認定ハンドセラピストの登録と公開)

第 13 条 認定ハンドセラピストは登録料として 10000 円を納付し、その氏名、居住都道府県、会員番号、認定番号、認定年月日、所属施設、所属施設住所が日本ハンドセラピー学会に登録され、ホームページに公開される。

(認定ハンドセラピストの更新)

第 14 条 認定ハンドセラピストは 5 年間の更新期間中に別途定める要件を満たす場合において、その資格を更新することができる。

(認定ハンドセラピストの更新期間の延長)

第 15 条 認定ハンドセラピストはやむを得ない事情であると理事会で承認された場合においては、最大で 3 回までその更新期間を 1 年間延長することができる。

(認定ハンドセラピストの資格喪失)

第 16 条 認定ハンドセラピストの更新要件を満たさない場合、認定ハンドセラピストの資格を辞退する場合、日本ハンドセラピー学会会員の資格を喪失した場合および認定ハンドセラピストとしてふさわしくない行為があった場合においては、認定ハンドセラピストの認定証を速やかに返還し、資格を喪失する。

(雑則)

第 17 条 この規定に定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 この規定の変更は理事会にて行う。
- 2 この規定は 2020 年 12 月 14 日から施行する。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 交際費管理規定

(趣旨)

第1条 この規定は、理事長またはその代理の者が、一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）の円滑な運営のために本学会を代表して外部と交際する上で必要な経費（以下「交際費」とする）を支出する場合において、適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(手続き)

第2条 年度末に翌年度の交際費総額を理事長・副理事長・財務局長・事務局長（以下「四役」とする）の合議の上で決定し、予算案に計上して総会承認を得るものとする。

2 交際費の各支出の要否および金額は四役の合議の上で決定し、その内容を理事会で報告するものとする。

(責務)

第3条 本学会は、交際費の支出において社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額になるよう努めなければならない。

(支出先)

第4条 交際費の支出先となる個人または団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学会の事業と関りが深いもの
- (2) 本学会の発展に功績があったもの
- (3) 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第5条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 供物、香典、供花など葬送に関わる経費
- (2) 慶事に関わる経費
- (3) 祝金に関わる経費
- (4) 上記のほか、理事長が特に必要と認める経費

(公開)

第6条 交際費の支出状況は、期末に作成される財務諸表で公開し、総会で報告しなければならない。

附則

- 1 この規定の変更は、理事会の決議によって行う。
- 2 この規定は、2021年5月24日から施行する。